

ものを減額し、さらに又今回特別交付税算が大幅に増額になりました、これらに四千四百万円を計上し、さらに又、今度地方財政の逼迫の状況にかんがみまして、自治省が地方財政対策として実施をいたしました、いわゆる減収補てん債七千八百五十万円を計上し、これらの余裕財源を生じましたので、当初予算におきまして都市施設建設資金から一億六千五百万円の繰り入れを予定をいたしておりましたものを、これを元に戻して、そのまま積み立てるという方式をとり、さらに又余裕を生じました財源四千七十万円を追加して積み立て、その総額を二億五千万円にしようとするものでございます。

さらに又第二点、いたしましては、従来いろいろ話題になっておりました永田地域のテレビの共同アンテナの建設費といたしまして一千九百五十二万四千円を計上いたしました。なお又、年度末で工事の施行が年度内に完了の見込みがきわめて薄いということから、これを繰り越し明許といたした次第でございます。さらに又、玉川上水公園事業につきましては、現段階において本年度内の事業執行が不可能な予定でございますので、これ

らの補助金を含めまして予算を削減をいたしましたので、さらに、この国庫補助金相当分だけは屋外運動場の建設費の方に流用した次第でございます。

又、この最後の付表に給与費明細表がついておりますが、これは従来のものと異なりまして特別職あるいは一般職というように分けてございます。これは今回の自治法の改正によりまして、そのあわれ方が変わってまいりましたもので、そのように計上した次第でございます。

なお又、ここで特に御了解をいただきたいと思っておりますのは、いわゆる御案内のとおり福生駅の東西連絡路につきましては、防衛施設庁の補助金によりまして建設が決まっておりますが、この細かい金額等について国鉄あるいは又防衛施設庁との間に金額の詰めができておりません。本来、この予算に計上すべきでございましたが、そのような関係で計上できませんでしたので、今会期中におきまして補正七号を上程いたしましたして自由通路の予算の關係を御審議いただきたいと思います。なお、これは五十年度と五十年度の継続事業ということに相なりますので、あわせまして五十一年度の補正

予算も計上するというような変則的な形をとらざるを得なくなりましたので、あわせて御了承をいただきたいと存じます。

それでは、この予算の内容について御説明を申し上げます。

総則の第一条におきましては、従来までの既決予算六十八億一千七百五十八万二千円から四千九百六十八万五千円を減額をいたしまして歳入歳出の総額を六十七億六千七百八十九万七千円に定めようとするものでございます。又第二条におきましては先ほど御説明を申し上げましたテレビアンテナの関係について繰り越し明許といたしたいということでございます。なお又地方債につきましては先ほどもお話し申し上げましたように、減収補てん債として七千八百五十万円が追加許可になりますし、又その他若干の増減等もございましたので地方債の補正をさせていただきたいと考えております。

次に歳入について御説明を申し上げます。

市税におきまして四百三十三万五千円の減額でございますが、これは市民税において主として法人分の収入減二千三百九十五万円、増額分

といたしましては、たばこ消費税の調定増三百四十六万円、電気税四百六十四万三千円、ガス税、特別土地保有税等でございます。

又地方交付税におきましては、今回地方交付税の特別交付分が確定をいたしましたので、その総額が八千四百一十八万八千円というように決定をしてまいりましたので、予算との差額四千四百一十八万八千円を計上した次第でございます。

分担金及び負担金におきましては、児童措置費の負担金二十万円の減でございます。

手数料におきましては、自動車臨時運行手数料の四十五万円の増額の増額でございます。

国庫支出金におきまして、国庫負担金が一千三百五十七万四千円の減額でございますが、これは生活保護費等の関係が、減額になってまいったもので、生活保護費において一千二百九十八万四千円、その他でございます。又国庫補助金におきまして三千四十一万円の増額でございますが、この内容といたしましては、先ほどのテレビのアンテナの関係が一千九

百五十二万四千円それから学校の文部関係の補助一千三百五十二万二千円の増額、それから玉川上水公園では予算に計上してありました国庫補助金として三千九百万円を減額、その他でございます。次の国庫委託金は百万円の減です。これは国民年金事務費の減額でございます。

次に都支出金で、このうちの都の負担金におきまして七十万四千円の減額でございますが、これは児童福祉関係で八十九万五千円の減額、老人医療関係で十九万一千円の増額を相殺いたしましたものでございます。次の都の補助金九百十七万八千円の減額でございますが、これは振興交付金におきまして一千三百五十万円の一般分の増額、小学校建築の関係で一千九百十四万七千円の減額、その他三百五十三万一千円の減額等でございます。都の委託金の二十三万八千円の増額は各種の委託手数料等の事務費でございます。

財産収入におきまして財産運用収入二百三十九万円の増額ですが、これは庁舎基金の積立金の利子六十四万八千円、それから都市施設

整備基金の利子百七十四万二千円の積み立てでございます。

次の繰入金におきましては一億六千五百万円の減額でございますが、これは当初でも御説明を申し上げましたように都市施設整備基金から繰り入れる予定でありましたのに財源に余裕が出てまいりましたので、これを元に戻して繰り入れをしないで積み立てたままにしておくことでございます。

諸収入におきまして八百九十九万円の減額、その内訳といたしましては、市の預金利子、これは収入役が保管しております歳計現金の利子でございます。これが一千万円、それから貸付金元利収入におきましては、生活資金の貸付金の元金収入五十万円の減額、雑入におきまして一千八百四十九万円の減額でございますが、年金印紙の収入減二千万円等でございます。

又市債におきましては、先ほどの減収補てん債を中心といたしまして七千三百七十万円の増額ということでございます。

以上歳入を合計いたしましたして四千九百六十八万五千円の減額となりまして、歳入の合計は六十七億六千七百八十九万七千円と相なる次第でございます。次に歳出について御説明を申し上げます。

議会費におきましては、人件費並びに旅費の節約等に伴います減額四百九万三千円でございます。

総務費におきましては、総務管理費において百四十七万六千円の増額、これは人件費で五百六十七万七千円の減額、それから、その他で五百九十万円減額でございますが、そのほかに多摩河原の保留地分担金として一千万円を出しておりますので差し引きいたしまして百四十七万六千円の増額となる次第でございます。徴税費におきまして百七万円の減額でございますが、これは主として人件費の減額によるものでございます。なお、その後の戸籍住民基本台帳費、選挙費、統計調査費、監査委員費、いずれも人件費の減額でございます。

次に民生費について御説明を申し上げます。

社会福祉費におきまして二千二百一十九千円の減額でございますが、これは国民年金印紙の歳出減二千万円、これは収入でも減額になっております。その他経常費におきまして四百七十五万三千円の減額その他でございます。児童福祉費におきましては四百九十九万四千円の減額でございますが、

これは保育所の委託料の減額三百万円、それから人件費において百十四万四千円の減額でございます。生活保護費におきまして一千六百九十四万三千円の減額でございますが、これは生活保護費の減額でございます。

次に衛生費について御説明を申し上げます。

保健衛生費におきまして一千七百三十二万一千円の増額ですが、これは先ほど説明をいたしましたテレビアンテナ分一千九百五十二万四千円の増額と、さらに経常費の減額二百十萬五千円を相殺した金額でございます。清掃費におきまして二百九十三万九千円の増額でございますが、これは衛生組合における負担金の増額四百一十万円、経常費の増額百四万円を相殺したものでございます。

労働費について御説明を申し上げます。

失業対策費において八十八万二千円の減額でございますが、これは失対労働者等の期末手当の減額等でございます。

農林水産業費のうち農業費の減額三百七十八万八千円は緑化保全の奨励金の減額三百五十万円、人件費の減額二十万八千円等でございます。

す。

商工費におきまして二十万八千円の減額は人件費の減額でございます。
土木費におきまして総額では七千六百四十四万五千円の減額と相なります。
その内訳は道路河川橋りょう費におきまして五百三十万二千円の減額でございますが、人件費の減額分百五十万八千円、委託料の減額二百七十万円等でございます。又、都市計画費におきまして七千四百三十四万三千円の減額でございますが、これは玉川上水公園の事業中止に伴います減額、総額で七千七百六十三万円、さらに東口区画整理に繰り出す金額七百五十七万八千円の増額、その他百九万一千円の減額等で相殺いたしまして減額の七千六百四十四万五千円という結果でございます。

次の消防費におきまして百三十万円の減額でございますが、これは消防ポンプ車の購入価格の減に伴いますもの百六十五万円、それから増額分として各消防団の分団の詰所に電話を設置する予定でございますが、その分が三十五万円、相殺をいたしまして百三十万円の減額ということでございます。

教育費について御説明を申し上げます。

教育総務費におきまして百四万円の減額は人件費の減額でございます。小
学校費におきまして二百七十一万九千円の減額は人件費並びに扶助費の減
額でございます。中学校費における百二十七万七千円の減額、これも小学校
費と同様人件費並びに扶助費の減額でございます。学校給食費におき
ます二百九万九千円の減額も人件費の減額でございます。社会教育費
におきまして七千四百七十九万二千円の増額でございますが、これは先ほども御
説明申し上げましたように、玉川上水公園分の補助金を屋外運動場に振
りかえましたための屋外運動場の事業費の増額八千六百七十一万三千円
それから加美地区学習等供用施設の工事の減額に伴います減額一千三百
八十九万円等の相殺でございます。保健体育費におきまして八十六万四千円
は経常費の減額でございます。

公債費におきまして減額百三十四万二千円は、義務教育月関係の償還
分一千万円、その利子の減額分一千三百三十四万二千円を相殺いたしまして減額の
百三十四万二千円でございます。

諸支出金におきまして三千九百七十四万二千円でございますが、これは当初に

御説明を申し上げましたように、全般に剰余金を生じてまいりましたので、都市施設整備基金に積み立てようとするものでございまして当初に百万円の計上をしておき、合算すると四千七百四十万円を本年度において積み立てるといふことで、基金の合計は二億七千二百二十四万円ということに相なります。

又、予備費におきましては調整して四千三百四十九万円の減額で、歳出合わせまして四千九百六十八万五千円の減額と相なりまして歳出の合計が六十七億六千七百八十九万七千円に相なるわけでございます。

次に繰越明許費でございますが先ほど御説明を申し上げましたようにテレビ共同受信施設設置事業、テレビアンテナの共同設置の事業が本年度で終了することが困難でございますので、繰越明許といたしまして来年度引き続いて事業を実施しようとするものでございます。

又、地方債におきまして追加分として老人福祉センター建設事業二百七十万円の新設でございますが、これは市民会館の、いわゆる老人福祉センター部分についての起債でございますが、今回新しく、この額が決まってきたもので

ございます。

又、従来議決をいたしておりましたものの中の変更につきましては、防衛施設周辺道路整備事業につきまして二千二十万円の限度額が今回四千二百二十万円と増額許可になりましたので四百万円を追加しようとするものでございます。又、児童公園建設事業につきましては七千三百四十万円に決定をしておりますので一千七百六十万円を追加しようとするものでございます。その他無線広報施設整備において三百二十万円、防火貯水槽新設において五百五十万円、四小の増築について六千三百万円、六小の増築について六千二百万円、学習等使用施設については三千七百七十万円、これは事業の減少等に伴いまして一千六百三十万円の減額になっております。又、屋外運動場建設につきましては五千九百五十万円、これは三千二百六十万円追加になっております。又、廃止分といたしましては玉川水公園の事業中止に伴いまして二千九百万円の減額でございます。これを合計、相殺いたしまして七千三百七十万円の増額ということでございますが、なお、この起債の許可された額の中に先ほどの減収補てん債七千八百五十万円は含ま

れてございます。

以上大変難駁でございますが、議案説明にかえさせていただきます。

○議長（貫井喜代次君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

○二番（松山清君）

この減収補てん債が七千八百五十万円出たんですけれども、この補正予算全体にかかるものなんです。この基金の繰出金ですね、一億六千五百万円、これは当初に基金から繰り出す予定であつたのをやめて、繰りそのまゝ戻してしまふ。おまけにいまの説明を聞きますと、財源に余裕がある。と、こういうふうに言っているわけです。一般に財政危機だ、ということからこの減収補てん債が復帰したわけで、それでもうちよつとですね、この基金の問題でいえば、四十九年度一億四千九百万ぐらいですか、基金に入れたわけです。そこで繰越金として本来ここに入るべきもの、だと思ふんですが、そういうことで、ここでも繰り減額をしますと、そしてやはり同じように、そのいろいろ足して引いてやつて余裕が出たということ、又々都市施設整備基金の方に、今度も三千九百七十四万二千円入れます、ということになつて、こういうわけですから、こういうことに

なれはですね、この都市施設整備基金ということをつのかぎにして、お金をそのときそのとき、帳じりだけ合わせるということもあり得るでしょうし、特に今回の場合、全般的に財政危機だ、ということ、いろいろ住民からの要望というのが抑えられる、そういう中で、又、補正六号で三千九百七十四万二千円を都市施設整備基金の方に入れるということなんです。いふれにしても私は納得できないです。本来ならもっとこの地方財政危機の中で、こねていこうならば、いろいろの住民要望を実現できたんじゃないかと、それをやらないで余裕ができた、これやりなきゃ余裕ができるのは当然なんです。その点を明確にしてみたい。

それから又基金に今回二億からですが、これは繰り越しで残してもいいと思う。何かというと都市施設、ここに入れちゃうんですが、すると基金の条例を見ますと都市施設整備だ、ということで限定されてしまふわけです。それから繰り入れる場合は一般会計から入れなさい、ということになつて、そういう点で、もっと福祉の問題とか、日の当たる問題等、いままでいろいろ出てくるんですから、そういうところに使えるように繰り越しを残してもかまわないだろう、ということなんです。

それを説明してもらいたいのです。それとこの予算はですね、そういうことで仕事をしないで金を余らせて、その基金に繰り入れるという形の予算であり、私は認めないですね。

企画財政課長（上野重勝君）

五十年年度の予算を総体的に見た場合には、それほど余裕があった予算ではないというふうに私は考えております。なぜならは一億六千五百万円という金額を繰り入れなければ予算が執行できなかったという事で、かなり苦しかったというふうに解釈をいたします。それでどうしてここで、これだけの余裕ができてきたかと申しますると、いわゆる減収補てん償というものが、この時点で決まってきた。つい最近、この七千八百五十万というふうに決まってきた。今からでは事業の執行はできないわけですが、それと特別交付税が、これも従来、昨年度は確か四千七百万円程度だったと思いますが、これは八千四百万円という大幅な交付を——これらいろいろ行政需用がございますし、ことに基地関係事業の増額、増大というものが加味されて八千四百万円というような大幅な特別交付税が決まってきた。これは私も予想しなかった金額でございす。これもつい最近になって決まったものでございす。そ

れから、その他の諸経費の節減等につきましては、ここではこのような財政状態の中でございすので、私も極力節減に努めたということで、全部入れますと三千九百万円程度の余裕をとれた。こういうようなわけで、今回かなりの余裕が出てきました。これをどうして積立金にするかといいますが、これは当然五十一年度におきましてかなりの財政危機は予想される。それから御指摘されました、これは特定なものにしか使えないんじゃないかというお話ですが、これは、この前確か条例改正するとき、私から説明してあるはずですが、いわゆる財政調整費金的性格をもった基金としてとっておきたいという御説明を申し上げてございす。これは、歳入面において特にこの基金をどこに使うというような制約をいたしておりませんので、しにがまして、これは一般財源的な考え方でよろしいと思います。そうして意味では、こういうふうに使えないわけではないわけです。ただ考えられますことは五十年年度につきまして事業の執行があまりできませんので、五十一年度でかなり大幅な事業執行を予定しております。それらの建設を予定した場合には五十一年度における財政状態というものは必ずしも満足ができるものではないというふうに判断をいたし

まして、五十一年度に余裕を持たせるために、これを積み立てていくと、これは五十一年度予算で御審議を願うこととなろうと思いますが、この資金は直ちに二億五千万円を五十一年度で一般会計に繰り出し措置をいたしております。

○二番（松山清君）

だから、とにかく、五十一年度の当初予算を見れば二億五千万円を一般会計へ繰り出したわけですね。その帳じりを合わせるためにいま補正で繰り入れたんだと。逆に、これが後から出てきたという、そういった帳じりを合わせるみたいな感じなんですよ。いずれにしても委員会付託になると思いますので、その場でいろいろお聞きしたいと思っております。

○十七番（関 米吉君）

ちよと二、三点お尋ねしますが、まず諸収入の補正にはないのですが、この収益事業収入はどれくらい見込まれておるかが一点。

それから二つ目としてですね、御説明があったわけですが、この別表の第二表の方の、いわゆる起債の関係なんですが、これについて特に私がお聞きしたいのは四小、六小関係、四小、六小関係については十八ページ見ればわかるんですけど、市立四小増築事業債として四千四百九十万円ですが、それ

から六小で一千六百四十万円、これには収入の部において文部補助として四小分として百三十五万一千円、それから六小分としては一千二百万円ばかり入っておるんですが、一方の都の補助においては四小分が二千百二十八万二千円削られております。したがって、結局その当初を見込んだところの、たとえばその四小の場合におけるこの起債の枠を四千四百九十万ふやさざるを得ない。あるいは又六小では一千六百四十万ばかり当初よりも起債の枠をふやさざるを得なかったというように見られるわけですが、そういうような考えを持っていいのかどうか。それで都の方の削られたこの理由というのはどういう事情によるものであるかどうか。

それとやはり関連ですけれど、別の問題としてこの四小の三期工事、それから六小六期工事、これらについては最初において大体一億七百万円、それから六小においては一億四千四百万円ぐらい全般的にはかかるんだということを八月の臨時議会で御説明があったわけです。それで、それぞれ工期は三月十日ということですから、二、三日前ということになるわけですが、この当時におけるこの財源の付託の内訳は、とうとうに考えられておられたか、ちよと、その点を一つ御

説明していただきたいと思ひます。

最後に、いま松山議員もちよつといわれましたが、一月末現在における一般会計の執行率は六一・一％ということになっておりますけれども、二月、三月は一体この執行率がどういふふうになつてゐるか、その点の二、三点を御説明していただきたいと思ひます。

○企画財政課長（上野 重勝君）

第一点の収益事業の關係については、予算では、確か当初予算で二億円を計上しておつたと思ひます。それで現在、収入見込みできるものは一億五、六千万円程度ではないかと思ひます。したがひまして、この分については四千万ないし五千万円の減収になるだらうという見通しを持っております。ただ、その他の収入面、あるいは又歳出面の執行残といふものを考えますとこの減収分といふものは十分補てんができるだらうといふふうに考えますので、いまの予算で、この収入減に伴います赤字ということとは全く考へておりません。

それから一億六千五百万円を積み立てたという経過につきましては昨年度もお話しを申し上げましたが、いわゆる繰越金の形であまり剰余金を出す

ということについては、いまの財政状況の中ではあまり好ましくないということが一点ございます。

それから五十年度の予算が、いわゆる積立金を繰り入れて着んだという経過がございますので、これは当然、これを積立金の方を先に処分するんだといふふうに考えましたので、そのようにさせていただいたわけです。

それから起債につきましては、これは減収補てん債といふものが許可になりまして、この減収補てん債につきましては、どの事業について幾らというふうな割り当てではなくて、いわゆる主として法人關係の税の減収に伴う見合ふ分として許可になつてきたものでございます。したがつて、その割り当てについては各市町村に一仕をされておりますので、財源補てん上、私どもは四小について財源補てん債を四十四百万円充当し、又六小について千二百万円を充当したといふことで割り振りをしております。なお、この減収補てん債につきましては、その他に児童公園の建設事業に一千八百万円、それから防災貯水槽の建設事業に五十万円、それから学習等使用施設分として四百万円等を割り振つてございます。